

○超勤代休時間の指定

・概要

- (1) 超勤代休時間の指定とは、月60時間を超える超過勤務をした職員に対し、月60時間を超える超過勤務時間（以下「月60時間超勤時間」という）について、100分の150の超過勤務手当の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「超勤代休時間」という）として勤務時間の全部又は一部を指定できるものである。指定するにあたっては、次の事項に留意して行う。
 - ① 超勤代休時間の指定は、月60時間超勤時間の属する月の末日の翌日から同日を起算日とする2月後の日までの期間内に行うことができる。
 - ② 超勤代休時間を指定する場合は、①に規定する期間内にある勤務日に割り振られた勤務時間のうち、月60時間超過時間の属する月における100分の150の超過勤務手当の支給対象となる時間（以下「60時間超過時間」という）の次の各号に定める時間数の時間を指定する。
 - ア 正規の勤務時間が割り振られた日における勤務に係る時間（イに掲げる時間を除く。）
 - ・当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の25を乗じて得た時間数
 - イ 育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日における勤務に係る時間のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間
 - ・当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の50を乗じて得た時間数
 - ウ ア、イに掲げる勤務以外の勤務に係る時間
 - ・当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の15を乗じて得た時間数
 - エ 振替又は割振り変更によりあらかじめ割振られた1週間の正規の勤務時間を超えて勤務した時間
 - ・当該時間に相当する60時間超過勤務時間の時間数に100分の25を乗じて得た時間数
 - ③ 超勤代休時間の指定は、4時間又は7時間45分を単位として行う。ただし、年次有給休暇と連続して超勤代休時間を指定する場合は、当該年次有給休暇の時間数と当該指定代休時間の時間数を合計した時間数が4時間又は7時間45分となるように指定することができる。
 - ④ 勤務時間の一部について超勤代休時間を指定する場合は、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。
 - ⑤ 超勤代休時間の指定は、超勤代休時間指定簿（様式Ⅱ－2）により行う。
 - ⑥ 職員があらかじめ超勤代休時間の指定を希望しない旨申し出た場合は、超勤代休時間を指定しない。

超勤代休時間の時間数の算出方法

$$\text{時間数} = \text{月60時間を超えた超過勤務時間数} \times \text{換算率}(\%)$$

$$\text{※換算率} = \frac{\text{超勤代休時間を指定しなかった場合の超過勤務手当の支給割合}}{\text{超勤代休を指定した場合の超過勤務手当の支給割合}}$$

例) 月76時間の超過勤務を行った場合
超勤代休時間の時間数 = 16時間 × (150/100 - 125/100)
= 4時間

16時間分の超過勤務手当の支給割合の特例に代えて、4時間分の超勤代休時間を指定した場合も、支給割合の特例を適用しない超過勤務手当(76時間 × 125/100)は支給されることに注意する。

・関係法令等

- (1) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例 第8条の3
- (2) 職員の勤務時間、休暇等に関する規則 第7条の3
- (3) 福島県教育庁等に勤務する職員の勤務時間等に関する規程 第9条
- (4) 福島県教育庁等に勤務する職員の勤務時間等に関する取扱要領 第2－10
- (5) 職員の給与に関する条例 第13条第5項
- (6) 職員の給与の支給に関する規則 第29条の2第2項
- (7) 超過勤務手当の支給等に関する運用基準
- (8) 市町村の公立学校職員の勤務時間に関する規則等

・留意事項

- (1) 超勤代休時間とは、超過勤務手当の支給割合の特例に代わる措置であるため、超勤代休時間を指定しても、支給割合の特例を適用しない場合の超過勤務手当は支給されることとなる。